

告 示

埼玉県告示第三百七十九号

飯能市、狭山市及び深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したもので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	果の調査を行った地区	年月日
飯能市	平成二十五年度 平成二十六年年度	地籍図四十一枚 地籍簿一冊	双柳第四（大字 双柳、大字新光 の各一部）	平成二十七年 四月七日
狭山市	平成二十五年度 平成二十六年年度	地籍図二十三枚 地籍簿一冊	狭山第四十八（ 富士見二丁目 の一部）	平成二十七年 四月七日
深谷市	平成二十五年度 平成二十六年年度	地籍図二十五枚 地籍簿一冊	深谷第三十三（ 大谷の一部）	平成二十七年 四月七日